２３空基第８１号
令和８年１１月６日

舞鶴商工会議所会頭　殿

海上自衛隊第２３航空隊司令
老　本　昌　弘

海上自衛隊第２３航空隊におけるイベントを含む展示即売店（飲食含む。）の設置及び経営に関する業者の募集について（依頼）

標記について、行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について（昭和３３年蔵管第１号）の規定に基づき、別添のとおり依頼します。

添付文書：海上自衛隊第２３航空隊におけるイベントを含む展示即売店（飲食含む。）の設置及び経営に関する業者の募集について

令和８年１１月6日
海上自衛隊第２３航空隊

海上自衛隊第２３航空隊におけるイベントを含む展示即売店（飲食含む。）の設置及び経営に関する業者の募集について

京都府舞鶴市字長浜７３１番地２０に所在する海上自衛隊第２３航空隊地区において、イベント時の営業を含めた展示即売店（飲食含む。）を設置し、経営を行う業者について、以下のとおり募集します。

１　応募資格

⑵　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

⑵　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

⑶　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

⑹　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

⑺　暴力団又は暴力団員及び⑶から⑹までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

⑻　食品販売に関しては、必要な許可（資格）を有し、保険（生産物賠償責任保険等）に加入していること。

２　設置方法

国有財産法第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可

３　募集業種

イベントを含む展示即売店（飲食含む。）

４　募集要領の配布

⑴　期　間：令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月１７日（火）
１０時から１６時まで（１２時３０分から１３時３０分を除く。）
※土日祝日を除く。

⑵　場　所：海上自衛隊第２３航空隊舞鶴航空基地隊厚生班
〒６２５－００８６　京都府舞鶴市字長浜７３１番地の２０
電話等：０７７３－６２－９１００（内線５４８２）
担　当：増田

⑶　公募に参加を希望する場合は、上記４⑴の期間に４⑵まで連絡をした上で、参加希望業者が直接募集要領を受領すること。（直接受領が困難な場合はその旨ご一報ください。）

５　その他

細部の内容は、募集要領による。